

# 今後の地方消費者行政にかかる財政支援のスキームについて

## 今後の財政支援の制度概要

- 一般準則における新規事業の実施期間を平成25年度から**平成29年度まで延長**
- ⇒ 平成29年度までに実施された個別事業について、一般準則を適用し、活用期間が終了したのから順次自主財源化
- ⇒ **最長で平成39年度まで基金等の財政支援は活用可能**
- 基金事業が増大した平成22年度から一般準則による最長期間である11年を経過した平成33年度以降、基金による財政支援から交付金措置に切替の可能性



※1 図上、平成26年度から開始した事業のみを抜粋しているが、平成25年度以前に実施したものについても、一般準則の適用を受け、順次自主財源化されるものとする。

※2 消費者教育・啓発事業については、効率的な事業執行を実現する観点から限度額より一定の制約を設定